

令和4年1月24日

各位

宮崎第一信用金庫

「事業復活支援金」の事前確認について

当金庫は、中小企業庁が実施します「事業復活支援金」において、登録確認機関として登録しておりますが、当金庫にて対応できるお客様は「**当金庫と事業性融資取引を有する事業者様**」となっておりますので、予めご了承ください。

上記以外のお客様におかれましては、他の登録確認機関(会員となっている商工会や商工会議所、顧問税理士等)をご確認のうえ、そちらに相談いただくか、事業復活支援金 相談窓口 にご相談いただくようお願い申し上げます。

【 事業復活支援金 相談窓口 】

- ・電話 0120-789-140
- ・受付時間 8時30分～19時（土日、祝日含む全対応日）

【 事業復活支援金の事前確認とは 】

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化に伴う需要の減少又は供給の制約により大きな影響を受け、自らの事業判断によらずに対象月の売上が基準月と比べて「50%以上」または「30%以上50%未満」減少している中小法人・個人事業者等に対して事業復活支援金(中小法人等:上限250万円、個人事業者:上限50万円)を給付します。給付に当たっては、不正受給や誤って理解したまま申請してしまうことへの対応として、申請希望者が、①事業を実施しているか、②新型コロナウイルス感染症影響を受けているか、③事業復活支援金の給付対象等を正しく理解しているか等を事前に確認します。

**当金庫と事業性融資取引を有する事業者様の事前確認につきましては、お取引の営業店窓口または得意先担当者までご連絡ください。**

≪ 本件に関するお問い合わせ先 ≫  
融資部 経営サポートセンター  
担当 小倉・黒木  
電話 0985-22-5158